弘前市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条及び弘前市職以外の職務又は業務に従事する職員に関する条例（平成 18 年条例第 28 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が許可を行う場合並びに職員が職務上の必要により営利を目的としない団体等の役員等に報酬を得ないで兼職する場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（兼業の定義）

第２条　この要領において「兼業」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

（１）　営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。

（２）　自ら営利企業を営むこと（以下「自営」という。）。

（３）　報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事すること。

（自営等の定義）

第３条　前条第１号の「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営むものがこれに該当する。

２　前条第１号の「役員」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、監事、支配人、発起人及び清算人をいう。

３　前条第２号の「自営」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

４　前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。

（１）　農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等　大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合

（２）　不動産又は駐車場の賃貸　次のいずれかに該当する場合

ア　不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

(ｱ)　独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が５棟以上であること。

(ｲ)　独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が 10 室以上であること。

(ｳ)　土地の賃貸については、賃貸契約の件数が 10 件以上であること。

(ｴ)　賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

(ｵ)　賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

イ　駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

(ｱ)　建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

(ｲ)　駐車台数が 10 台以上であること。

ウ　不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額 500 万円以上である場合

エ　ア又はイに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

5　不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、１戸建て１棟をアパート２室相当、土地１件又は駐車場１台をアパート１室相当として換算し、これらを合計して 10 室相当以上となるときは、自営に当たるものとして取り扱う。

6　不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として自営に当たるか否かを判断する。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。

7　賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来１年間の収入予定額で判断し、賃貸する際等における１年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12 月など）が 500 万円以上となる見込みであれば、自営に当たるものとして取り扱う。

8　米、麦、そ菜等を生産する農作及び自家消費にあてることを主たる目的とする小規模の果樹栽培、酪農（主たる原料を購入して製造又は加工するものを除く。）は、「営利企業」には含まれない。また、これらのものを自ら行う場合は、「報酬を得て職以外の事業若しくは事務に従事する場合」には該当しないものとして取り扱う。

9　副業的に果樹栽培又は酪農を営むものについては、大規模に経営して店舗その他の営業設備を有するなど客観的に企業と判断されるものは、「営利企業」に該当する。

（兼業許可の申請）

第４条　職員は、兼業の許可を受けようとするときは、あらかじめ兼業許可申請書（様式第１号）又は自営兼業許可申請書（様式第２号又は様式第３号）を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、申請書の種類に応じ、それぞれ次に掲げる資料を添付しなければならない。

（１）　兼業許可申請書（様式第１号）

ア　業務内容を明らかにする書面

イ　収入額を明らかにする書面

ウ　その他参考となる資料

（２）　自営兼業許可申請書（様式第２号）

ア　不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面

イ　賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面

ウ　不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に

係る管理業務の方法を明らかにする書面

エ　事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合

オ　その他参考となる資料

（３）　自営兼業許可申請書（様式第３号）

ア　職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面

イ　事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面

ウ　職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書

エ　事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合

オ　その他参考となる資料

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、兼業の可否を兼業許可・不許可通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（許可の期間）

第５条　兼業の許可は、原則として１年を超えない期間について与えるものとする。

（職員が占める職に異動を生じた場合等の取扱い）

第６条　兼業の許可を受けた職員が昇任、転任、配置換、併任等により職員が占める職に異動を生じた場合（異動前後の職員の任命権者が同一である場合であって、当該任命権者が異動後の職員が占める職と許可に係る兼業先との間においても特別の利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときを除く。）又は許可に係る兼業の内容に変更があった場合には、当該職員が占める職の異動又は兼業の内容の変更の後１か月以内に改めて許可を受けなければならない。

（自営を除く兼業許可の審査内容）

第７条　市長は、兼業（自営を除く。）に係る第４条第３項の規定による審査をする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、兼業の許可をしないものとする。

（１）　兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。

（２）　兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。

（３）　兼業しようとする職員が占める職と許可に係る兼業先（市が公益上の目的から出資する株式会社を除く。）との間に、免許、認可、許可、検査、監査、税の賦課・徴収、補助金の交付、工事の請負、物件の使用、物品の購入等の特別な利害関係又はその発生のおそれがあるとき。

（４）　兼業する事業の経営上の責任者となるとき。

（５）　兼業することが、地方公務員としての信用を傷つけ、または、市職員全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

（自営における兼業許可の審査内容）

第８条　市長は、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営について、第４条第３項の規定による審査をする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められるときは兼業の許可をできるものとする。

（１）　兼業しようとする職員が占める職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

（２）　入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

（３）　その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

２　市長は、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営について、第４条第３項の規定による審査をする場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められるときは兼業の許可をできるものとする。

（１）　兼業しようとする職員が占める職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

（２）　職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

（３）　当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

（４）　その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

（許可の取消し）

第９条　兼業の許可を受けた職員は、当該兼業を必要としなくなったとき又は当該許可に係る内容が不許可の要件に該当するに至ったときは、直ちに兼業許可取消申請書（様式第５号）を提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定にかかわらず兼業の許可を受けた職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、兼業の許可を取り消すものとする。

（１）　当該許可に係る内容が、事実と相違すると認めるとき。

（２）　当該許可に係る内容が、不許可の要件に該当するに至ったとき。

３　市長は、前２項の規定に基づき兼業の許可を取り消す場合は、兼業許可取消通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　兼業の許可を受けた職員は、当該兼業に係る４月から翌年３月までの実績について、次に掲げる事項を兼業実績報告書（様式第７号）により、市長に報告しなければならない。

（１）　氏名、所属及び職名

（２）　兼業先団体の名称
（３）　兼業先団体での従事業務内容
（４）　兼業先団体の業務に従事した日時
（５）　兼業先団体から受領した報酬
（６）　その他市長が定める事項
２　前項のほか、兼業の許可を受けた職員のうち、兼業先団体において労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた労働時間規制が適用される労働者に該当する職員は、兼業先団体における労働時間の実績について、概ね１か月ごとに、市長に報告しなければならない。

（営利企業以外の団体の役員等の兼職）

第11条　第２条に規定する場合のほか、職員が、職務上の必要により国、地方公共団体その他の公益団体において法令、条例、定款、寄附行為その他規約で定める役員等に報酬を得ずに就任するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
２　第４条から第７条まで及び第９条の規定は、前項の場合に準用する。

（兼業に関する届出）

第12条　法第38条の適用を受けないパートタイム会計年度任用職員が、第２条に規定する兼業を行おうとするときは、あらかじめ兼業届出書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。
２　前項の届出書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
（１）　業務内容を明らかにする書面
（２）　収入額を明らかにする書面
（３）　その他参考となる資料

（委任）

第13条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成20年４月３日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前日までに、兼業許可等についてなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。